

令和2年第1回
三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

令和2年2月14日

三重県後期高齢者医療広域連合議会

令和2年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

2月14日（第1号）

招集年月日	1
招集場所	1
開会及び閉会の日時	1
出席議員	1
欠席議員	1
職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名	2
説明のため議場に出席した者の職氏名	2
議事日程（第1号）	2
議事日程（第1号の2）	2
会議に付した事件	3
議事等の経過	
仮議席の指定	4
諸般の報告	5
議長の選挙	5
議席の指定	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用 弁償及び期末手当に関する条例の制定について	8
議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴 う関係条例の整備に関する条例の制定について	10
議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部の改正につ いて	11
議案第4号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の 一部の改正について	12
議案第5号 令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 （第2号）	14
議案第6号 令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算（第2号）	16
議案第7号 令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	20
議案第8号 令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計予算	22
議案第9号 三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第3期）の一部の変 更について	27
議案第10号 監査委員の選任同意について	28

副議長の辞職について.....	29
副議長の選挙.....	30

令和2年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録（第1号）

招集年月日

令和2年2月14日 金曜日

招集場所

津市栄町二丁目361番地 三重地方自治労働文化センター 4階大会議室

開会及び閉会の日時

開会 令和2年2月14日 午後1時32分

閉会 令和2年2月14日 午後2時41分

出席議員（25人）

1番	盆野明弘	2番	岡幸男
3番	市川典子	4番	諸岡覚
5番	藤本亨	6番	世古明
8番	大平勇	9番	平野勝弘
10番	伊藤真人	11番	杉野浩二
12番	森喜代造	13番	富田真由美
15番	西口昌利	16番	木下順一
21番	中谷一彦	22番	伊藤律雄
24番	柴田孝之	25番	矢野純男
28番	世古口哲哉	29番	小林保男
31番	中村忠彦	32番	元坂明
34番	尾上壽一	35番	大畑覚
36番	莊司健		

欠席議員（9人）

14番	加藤千速	17番	濱重明
18番	吉田桂治	19番	竹内千尋
20番	大森秀俊	23番	水谷俊郎
27番	久保行男	30番	辻村修一

職務のため議場に出席した議会事務担当職員の職氏名

書記 中谷 裕子 書記 北村 繁行
書記 浦野 真幸

説明のため議場に出席した者の職氏名

広域連合長	前 葉 泰 幸	副広域連合長	森 智 広
副広域連合長	加 藤 隆	副広域連合長	西 田 健
監査委員	松 原 克 也	事務局長	勝 田 秀 貴
会計管理者	浦 出 寛 治	総務企画課長	藤 田 善 樹
事業課長	廣 田 一 実	事業課副参事	大 田 政 雄
事業課主幹	太 田 公 孝	事業課主幹	後 藤 静 香

議事日程（第1号）

- 第1 仮議席の指定
- 第2 諸般の報告
- 第3 議長の選挙

議事日程（第1号の2）

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 議案第1号 三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について
- 第5 議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第6 議案第3号 三重県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部の改正について
- 第7 議案第4号 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について
- 第8 議案第5号 令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）

- | | | |
|-------|-----------|---|
| 第 9 | 議案第 6 号 | 令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 第 1 0 | 議案第 7 号 | 令和 2 年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 |
| 第 1 1 | 議案第 8 号 | 令和 2 年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 |
| 第 1 2 | 議案第 9 号 | 三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第 3 期）の一部の変更について |
| 第 1 3 | 議案第 1 0 号 | 監査委員の選任同意について |
-

会議に付した事件

議事日程（第 1 号）

第 1 ～ 第 3 議事日程のとおり

議事日程（第 1 号の 2）

第 1 ～ 第 1 3 議事日程のとおり

追加 副議長の辞職について
副議長の選挙

議事等の経過

○書記（中谷裕子君）

書記の中谷と申します。

どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、公私何かと御多忙の中、御参集賜りましてまことにありがとうございます。

開会に先立ちまして、昨年 1 1 月に開催いたしました令和元年第 1 回定例会以降、新しく当広域連合議会議員に選出されました皆様を御紹介させていただきます。

まず、伊勢市の世古明議員でございます。

続きまして、桑名市の伊藤真人議員でございます。

以上で御紹介を終わらせていただきます。

次に、この閉会中に令和元年 1 2 月 4 日付けで渡邊清司議長から一身上の都合により議員辞職願が提出され、閉会中でありましたことから、同日付けをもちまして、副議長においてこれを許可いたしました。

この辞職許可に伴いまして、現在、議長職が空席となっておりますので、議

長が選挙されるまでの間、地方自治法第106条第1項の規定により、副議長が職務を行いますのでよろしく願いいたします。

それでは、小林副議長、よろしく願いいたします。

〔小林保男副議長 着席〕

午後1時32分、開会

○副議長（小林保男君）

みなさんこんにちは。副議長の小林でございます。

どうぞ、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は24名でございます。

よって、定足数に達しておりますので、ただいまから、令和2年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

なお、議案説明のため、広域連合長以下関係者の出席を求めていますことを御報告いたします。

会議に先立ち、広域連合長から招集の御挨拶があります。

広域連合長

○広域連合長（前葉泰幸君）

本日は、令和2年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方には、御多用のところ御参集を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力を賜り、重ねて御礼を申し上げます。

さて、今議会では、条例の制定が2件、条例の一部改正が2件、令和元年度の補正予算が2件、令和2年度の当初予算が2件、計画の一部変更が1件、監査委員の選任同意議案が1件の計10議案を提出いたします。

それぞれの案件につきまして、御審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

午後1時35分、開議

○副議長（小林保男君）

ありがとうございました。

それでは、本日の会議を開きます。

日程第1、仮議席の指定を行います。

新たに選出されました議員の仮議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○副議長（小林保男君）

日程第2、諸般の報告を行います。

まず、閉会中の議員の辞職許可についてであります。

伊勢市の中山裕司議員から、閉会中に広域連合議会議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、これを許可いたしました。

次に、監査委員から報告のありました現金出納検査の結果及び令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合定例監査等結果報告書については、お手元に配付のとおりであります。

○副議長（小林保男君）

日程第3、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林保男君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林保男君）

御異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の議長に、世古明議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、副議長において指名いたしました世古明議員を議長の当選人として定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（小林保男君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま、指名いたしました世古明議員が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選されました世古明議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

議長、就任について御挨拶をお願いします。

○議長（世古明君）

ただいま議長に御指名いただきました伊勢市の世古でございます。微力ではございますが、円滑な議事運営になるよう努めてまいりたいと思っておりますので、皆様の御指導、また、御協力をよろしくお願いいたします。

○副議長（小林保男君）

ありがとうございました。

それでは、世古議長と交代いたします。

皆様方の御協力、まことにありがとうございました。

○議長（世古明君）

それでは、ただいまから議長の職を務めさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、追加議事日程第1号の2により議事を進めます。

日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長が指定いたします。

新たに選出された議員の議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

○議長（世古明君）

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第107条の規定により、議席番号11番、杉野浩二議員、議席番号36番、莊司健議員を指名いたします。

○議長（世古明君）

日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日一日にいたしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日一日と決定いたしました。

○議長（世古明君）

ここで、広域連合長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

令和2年第1回三重県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開催に当たりまして、運営に臨む私の方針を申し述べ、皆様の御理解と御協力をお願いしたいと思います。

さて、皆様御存じのとおり、後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者の医療を国民全体で公平に支える制度として、平成20年4月の開始以来、12年が経過しようとしています。その間、被保険者に配慮した特例措置や運用面での改善などにより、制度は高齢者をはじめ現役世代の意識の中にも定着してきています。

他方、令和の時代を迎え、人生100年時代を迎えようとしている中、2年後の令和4年度からは、団塊の世代がいよいよ75歳に到達し高齢化のピークを迎えることとなり、高齢者が健やかに過ごせる社会を構築していくためには、時代の変化に応じた見直しを図っていくことが求められております。

こうした中、後期高齢者医療制度においては、昨年5月に、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が盛り込まれました。この制度の運営が円滑に進められるためにも、今後、各市町が主体的に実施する介護予防、保健事業の具体的な取り組みに対し、国から示されたガイドラインに基づき、可能な限りの支援を行ってまいります。

また、保険料均等割の軽減特例については、令和元年度から令和3年度にかけて段階的に見直されることとなりました。これは、世代間の負担の公平性を図る観点から見直しが行われるものであり、介護保険料の軽減拡充や年金生活者支援給付金の支給と合わせて実施されるものでありますが、被保険者にとっては、負担が増大するという感は否めないように思います。このため、広域連合としても、様々な機会を通じて、被保険者に対する制度周知を図るとともに、今後も、国の動きを注視しつつ、全国の広域連合とも連携を図りながら必要な要望活動を行ってまいります。

次に、保険者として、被保険者の方々が安心して医療を受けられる制度、持

続可能な安定した制度となるよう適切な運営に努めていく必要があります。このため、運営にあたっては、年々増加する医療費の抑制が図れるよう、医療費の適正化対策を推進する取り組みとして、被保険者の健康の保持・増進を目的とした医科健康診査並びに歯科健康診査を引き続き実施するとともに、更なる受診率の向上を目指してまいります。

また、平成30年4月からスタートしました第2期保健事業実施計画、いわゆるデータヘルス計画に基づき、ジェネリック医薬品の更なる利用拡大を図るとともに、健診結果による異常数値を放置し医療機関に受診されていない方への受診勧奨等を推進してまいります。

最後に、保険料についてでございます。

保険料率の算定につきましては、今後2年間の医療給付費等の支出に係る経費や、それに伴う収入などについての的確に試算を行いながら算定を行いましたところ、令和2年度、3年度の医療給付費が約5%の大幅な伸び率となる見込みとなりました。

このため、保険料率の上昇は避けられない状況であると判断する一方で、保険料の大幅な上昇を抑制するため、財政収支に係る剰余金の活用を図りましたが、結果として、現行の保険料に比べ、所得割率及び均等割率それぞれの引き上げをお願いすることとし、今期定例会で御審議いただくものでございます。

そのほか、保険料の適正な賦課を行うため、被保険者の正確な所得情報の把握に努めるとともに、収納については、市町と広域連合が連携した収納対策により、なお一層の収納率の向上に努め、被保険者間の負担の公平性を維持してまいります。

最後になりますが、当広域連合といたしましては、今後も引き続き被保険者の皆様をはじめ、住民の皆様の御理解をいただけるよう各市町や県並びに関係機関とも緊密に連携し、後期高齢者が健康的に暮らせるよう事業運営に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。私の施政方針といたします。

○議長（世古明君）

ありがとうございました。

それでは、議事日程により会議を続けます。

○議長（世古明君）

日程第4、議案第1号、三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第1号について御説明申し上げます。

「三重県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の制定について」は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の成立により地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正されたことに伴い、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が開始されることとなるため、当広域連合の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関し必要な事項を定め、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（世古明君）

説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（世古明君）

日程第5、議案第2号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第2号について御説明申し上げます。

「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の成立により地方公務員法（昭和25年法律第261号）が改正され、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が開始されることに伴い、当広域連合の関係条例を整備する条例を制定し、所要の改正が必要となる条例について一括して改正を行うものとし、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（世古明君）

説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（世古明君）

日程第6、議案第3号、三重県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第3号について御説明申し上げます。

「三重県後期高齢者医療広域連合監査員条例の一部の改正について」は、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により、地方自治法（昭和22年法律第67号）が一部改正されたことに伴い、その改正内容を踏まえた所要の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（世古明君）

説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（世古明君）

日程第7、議案第4号、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます
広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第4号について御説明申し上げます。

「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」は、令和2年度及び令和3年度の保険料の所得割率、被保険者均等割額並びに賦課限度額を定め、また、低所得者の負担軽減を拡充するなど、所要の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行しようとするものであります。

詳細については、事務局長から御説明申し上げます。

事務局長。

○事務局長（勝田秀貴君）

議案第4号「三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部の改正について」、御説明申し上げます。

後期高齢者医療の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律において2年を財政期間としているため、2年ごとに見直しを行うこととなっております。

被保険者に対する保険料の賦課額は「所得割率」と「被保険者均等割額」により算出し、それぞれの広域連合で定めることとされております。この「所得割率」と「被保険者均等割額」は、現行条例で、平成30年度及び平成31年度について定めていることから、これを令和2年度及び令和3年度の「所得割率」と「被保険者均等割額」に改める必要がございます。

資料番号⑦の最終ページ、参考資料「令和2年度・3年度保険料率等について」の、②保険料率等の試算（2年間合計）欄をお願いします。

保険料の算定に当たっては、今後の医療給付費等の伸び率のほか、診療報酬改定の影響などを見込んで積算したところ、令和2年度及び令和3年度の2年間の事業費用は、平成30年度及び平成31年度の2年間と比較して約5%の伸びと推計され、4,599億518万9,000円となりました。この事業

費用から保険料以外に見込まれる負担金等の収入4,087億4,106万1,000円を差し引くと、保険料収納必要額は511億6,412万8,000円となります。

今回の保険料の改定に当たっては、令和元年度末における剰余金見込額約41億5,300万円を活用し、保険料収納必要額を470億1,101万4,000円に引き下げ、必要な保険料の目標収納率を99.4%として、保険料賦課総額を472億9,478万3,000円としたところでございます。このように算出しました保険料賦課総額に基づき、令和2年度及び令和3年度の保険料については、第8条の所得割率を100分の8.99に、第9条の被保険者均等割額を44,589円に、それぞれ対前回比0.13パーセント、1,624円の引き上げをお願いする必要が生じたので改正をお願いするものでございます。

また、第10条において、保険料の賦課限度額を高齢者の医療の確保に関する法律施行令が改正されたことに伴い賦課限度額を64万円に改めようとするものでございます。

更に、低所得者の負担軽減の観点から、保険料の被保険者均等割額の2割軽減及び5割軽減の対象者を拡充するよう施行令が改正されたことに伴い第14条第1項第2号の28万円を28万5,000円に、同項第3号の51万円を52万円に改めるとともに、元号が令和に改められたことに伴う所要の改正を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（世古明君）

説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（世古明君）

日程第8、議案第5号、令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第5号について御説明申し上げます。

「令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ723万5,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,320万6,000円とするものであります。

詳細につきましては、総務企画課長から御説明申し上げます。

○議長（世古明君）

総務企画課長。

○総務企画課長（藤田善樹君）

議案第5号「令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

資料番号⑧の7ページ、8ページをお願いいたします。歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市町負担金は、873万5,000円の減額で、派遣職員人件費等の実績見込みの減によるものでございます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、140万8,000円の減額で、保健師の雇用実績等の減によるものでございます。

第5款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、290万9,000

円の増額で、前年度からの繰越金の確定によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第6款、諸収入、第1項、預金利子、第1目、預金利子は、5,000円の増額で、歳計現金預金利息の増額見込みによるものでございます。

第2項、雑入、第1目、雑入は、6,000円の減額で、雇用保険の実費弁償分の減額見込みによるものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。歳出でございます。

第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費は、33万6,000円の減額で、議員の報酬、費用弁償及び会場使用料の減額見込みによるものでございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、685万円の減額で、主なものといたしましては、通勤手当及び賃金の減額のほか、14ページの負担金、補助及び交付金として、派遣職員人件費に係る負担金の減などによるものでございます。

第3項、監査委員費、第1目、監査委員費は、4万9,000円の減額で、監査委員報酬及び費用弁償の減額見込みによるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（世古明君）

説明が終わりました。

本案についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（世古明君）

日程第9、議案第6号、令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第6号について御説明申し上げます。

「令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算について補正しようとするもので、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80億5,759万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,246億1,103万円とするものであります。

詳細につきましては、総務企画課長から御説明申し上げます。

○議長（世古明君）

総務企画課長。

○総務企画課長（藤田善樹君）

議案第6号「令和元年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

資料番号⑨の7ページ、8ページをお願いいたします。歳入でございます。

第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、5,216万2,000円の減額で、積立金を除く一般管理及び前年度負担金精算分の財源充当による事務費等負担金等の減額によるものでございます。

第2目、保険料等負担金は、2億9,296万6,000円の減額で、保険料軽減額の減に伴う保険基盤安定制度負担金の減額によるものでございます。

第3目、療養給付費負担金は、4,115万5,000円の増額で、前年度負担金の確定に伴う市町の追加負担分でございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費負担金は、6億3,716万1,000円の増額で、対象となる療養給付費等の増額見込みに伴う負担金の増額によるものでございます。

第2目、高額医療費負担金は、2,935万7,000円の増額で、対象となる80万円を超える医療費の増額見込みに伴う負担金の増額によるものでございます。

第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、21億3,343万6,000円の減額で、普通調整交付金の減額及び次の第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金で交付できない分などの特別調整交付金の増額等によるものでございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、1億4,753万8,000円の減額で、健康診査事業補助金の一部が先ほどの特別調整交付金により財政措置されることに伴う減額によるものでございます。

第3目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、2億2,771万1,000円の減額で保険料均等割軽減措置割合の変更に伴う減額によるものでございます。

第4目、後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1万9,000円の増額で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金で、国の財政措置が継続されたことに伴う増額によるものでございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、療養給付費負担金は、2億1,238万7,000円の増額で、対象となる療養給付費等の増額見込みに伴う負担金の増額によるものでございます。

第2目、高額医療費負担金は、2,935万7,000円の増額で、対象となる80万円を超える医療費の増額見込みに伴う負担金の増額によるものでございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金は、1億6,748万8,000円の増額で、対象となる療養給付費等の増額見込みに伴う社会保険診療報酬支払基金からの交付金の増額によるものでございます。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金、第1項、特別高額医療費共同事業交付金、第1目、特別高額医療費共同事業交付金は、399万3,000円の減額で、本年度拠出金の減額に伴う国民健康保険中央会からの交付金の減額見込みによるものでございます。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、42万4,000円の増額で、後期高齢者医療事業運営基金の運用利息の増額によるものでございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、98億3,058万4,000円の増額で、前年度繰越金の確定によるものでございます。

第10款、諸収入、第1項、延滞金、加算金及び過料、第3目 加算金は、14万7,000円の増額で、調剤報酬返還金加算金の発生に伴う増額によるものでございます。

第2項、預金利子、第1目、預金利子は、150万6,000円の増額で、歳計現金預金利息の増額によるものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第3項、雑入、第2目、第三者納付金は、4,035万9,000円の減額で、第三者行為損害賠償金の減額によるものでございます。

第3目、返納金は、617万4,000円の増額で、医療費の自己負担割合変更に伴う差額等返還金の増額によるものでございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。歳出でございます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、16億690万7,000円の増額で、主に後期高齢者医療事業運営基金への積立によるものでございます。

第2款、医療給付費、第1項、療養諸費、第1目、療養給付費等は、36億3,181万1,000円の増額で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費等の実績見込額の増によるものでございます。

第2目、療養費は、2,691万8,000円の減額で、補装具、鍼灸、あんま、マッサージ、柔道整復等の療養費の実績見込額の減によるものでございます。

第4目、審査支払手数料は、363万7,000円の増額で、レセプト審査件数の実績見込みの増によるものでございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

第2項、高額療養諸費、第1目、高額療養諸費は、1億7,003万5,000円の減額で、自己負担限度額を超えた場合に被保険者に支給する高額療養費の実績見込額の減によるものでございます。

第2目、高額介護合算療養費は、323万円の減額で、後期高齢者医療保険と介護保険の自己負担額の合算額が一定金額以上になった場合に被保険者に支給するもので、実績見込額の減によるものでございます。

第3目、高額療養費外来年間合算は、1,975万7,000円の減額で、対象期間中の外来療養に係る自己負担限度額を超えた場合に被保険者に支給するもので、実績見込額の減によるものでございます。

第3項、その他医療給付費、第1目、葬祭諸費は、990万円の減額で、葬祭費支給件数の実績見込みの減によるものでございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第3款、県財政安定化基金拠出金、第1項、県財政安定化基金拠出金、第1目、県財政安定化基金拠出金は、888万5,000円の減額で、令和元年度拠出金の確定に伴う減によるものでございます。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金、第1項、特別高額医療費共同事業拠出金、第1目、特別高額医療費共同事業拠出金は、479万1,000円の減額で、令和元年度拠出金の確定に伴う減によるものでございます。

第2目、特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、1万9,000円の減額で、令和元年度拠出金の確定に伴う減によるものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第5款、保健事業費、第1項、健康保持増進事業費、第1目、健康診査費は、205万3,000円の減額で、健康診査受診対象者数の減によるものでございます。

第2目、その他健康保持増進費は、464万6,000円の減額で、健康保持増進事業委託料等の減額によるものでございます。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第3目、償還金は、30億6,547万3,000円の増額で、前年度実績確定による国庫支出金等の精算に伴う返還金の増によるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（世古明君）

説明が終わりました。

本案について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（世古明君）

日程第10、議案第7号、令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第7号について御説明申し上げます。

「令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2億399万8,000円とするもので、前年度と比べ、356万1,000円の増額であります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○議長（世古明君）

事務局長。

○事務局長（勝田秀貴君）

議案第7号「令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」について御説明申し上げます。

資料番号⑩の7ページ、8ページをお願いいたします。歳入でございます。

第1款、分担金及び負担金、第1項、負担金、第1目、市町負担金は、1億9,837万2,000円の計上で、広域連合議会、広域連合事務局の運営に要する費用に対する構成市町負担金でございます。

第2款、国庫支出金、第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、435万7,000円の計上で、保健師雇用に伴う費用及び住民、医療関係者等の「意見を聞く場」として設置しております「運営協議会」に要する費用等に対する補助金でございます。

第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、1,000円の計上で、「厚生労働省が主催する連絡会議への参加旅費」に対する補助金でございます。

第3款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、1,000円の計上で、財政調整基金の運用利息でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第4款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、財政調整基金繰入金は、1

22万7,000円の計上で、財政調整基金からの繰入金でございます。

第5款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

第6款、諸収入、第1項、預金利子、第1目、預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項、雑入、第1目、雑入は、3万8,000円の計上で、雇用保険の実費弁償分でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

第1款、議会費、第1項、議会費、第1目、議会費は、77万7,000円の計上で、議員の報酬及び費用弁償、議会の会場使用料でございます。

第2款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、2億241万3,000円の計上で、主なものといたしましては、本年4月から制度運用開始となる会計年度任用職員に係る報酬等、時間外勤務手当などの職員手当等、共済組合負担金などの共済費、15ページ、16ページをお願いいたします。

出張等に要する旅費、消耗品費などの需用費、財務会計システムの保守点検などの委託料、事務所借上料などの使用料及び賃借料、広域連合派遣職員人件費負担金などの負担金、補助及び交付金でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第2項、選挙費、第1目、選挙管理委員会費は、4万6,000円の計上で、選挙管理委員の報酬及び費用弁償、委員会の会場使用料でございます。

第3項、監査委員費、第1目、監査委員費は、26万2,000円の計上で、監査委員の報酬及び費用弁償、出納検査などの会場使用料でございます。

第4款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、50万円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（世古明君）

説明が終わりました。

本案について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

質疑なしと認めます。

これもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。
討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（世古明君）

日程第11、議案第8号、令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第8号について御説明申し上げます。

「令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ2,271億8,092万7,000円とするものであります。前年度と比べ、106億2,895万4,000円の増額で、医療給付費の伸びが主な要因であります。

また、一時借入金の借入れの最高額は、70億円といたしまして、歳出予算の流用につきましては、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、同一款内で各項相互に流用するものであります。

詳細につきましては、事務局長から御説明申し上げます。

○議長（世古明君）

事務局長。

○事務局長（勝田秀貴君）

議案第8号「令和2年度三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明申し上げます。

資料番号⑪の7ページ、8ページをお願いいたします。歳入でございます。

第1款、市町支出金、第1項、市町支出金、第1目、事務費等負担金は、8億8,118万6,000円の計上で、一般管理事務費負担金、健康診査事業負担金及び健康診査事業事務費負担金でございます。

第2目、保険料等負担金は、233億1,672万8,000円の計上で、保険料負担金及び保険基盤安定制度負担金でございます。

第3目、療養給付費負担金は、178億580万7,000円の計上で、高齢者の医療の確保に関する法律、以下高確法と言いますが、第98条で定められた定率の負担金でございます。

第2款、国庫支出金、第1項、国庫負担金、第1目、療養給付費負担金は、534億1,742万3,000円の計上で、高確法第93条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目、高額医療費負担金は、10億495万円の計上で、高確法第93条第2項で定められた負担金でございます。

9ページ、10ページをお願いいたします。

第2項、国庫補助金、第1目、調整交付金は、183億8,168万7,000円の計上で、広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡を是正するために交付される普通調整交付金と長寿・健康増進事業等に対して交付される特別調整交付金でございます。

第2目、後期高齢者医療制度事業費補助金は、2億4,942万8,000円の計上で、健康診査事業、歯科健康診査事業、特別高額医療費共同事業に対する補助金でございます。

第3目、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、2億1,967万円の計上で、低所得者等の保険料軽減措置に係る交付金でございます。

第4目、後期高齢者医療災害臨時特例補助金は、1,000円の計上で、東日本大震災に係る一部負担金免除、保険料減免措置に対する補助金でございます。

第3款、県支出金、第1項、県負担金、第1目、療養給付費負担金は、178億580万7,000円の計上で、高確法第96条第1項で定められた定率の負担金でございます。

第2目、高額医療費負担金は、10億495万円の計上で、高確法第96条第2項で定められた負担金でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

第2項、財政安定化基金支出金、第1目、財政安定化基金交付金は、1,000円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金からの交付金でございます。

第4款、支払基金交付金、第1項、支払基金交付金、第1目、後期高齢者交付金は、909億1,019万2,000円の計上で、現役世代からの負担金として、社会保険診療報酬支払基金から交付される交付金でございます。

第5款、特別高額医療費共同事業交付金、第1項、特別高額医療費共同事業交付金、第1目、特別高額医療費共同事業交付金は、3,908万円の計上で、1件当たり400万円を超えるレセプトの200万円を超える部分から公費支拂分を除いた部分に対する国民健康保険中央会からの交付金でございます。

13ページ、14ページをお願いいたします。

第6款、財産収入、第1項、財産運用収入、第1目、利子及び配当金は、1,000円の計上で、事業運営基金の運用利息でございます。

第7款、繰入金、第1項、基金繰入金、第1目、後期高齢者医療事業運営基金繰入金は、18億3,400万8,000円の計上で、後期高齢者医療事業の財政の均衡を図るため、繰り入れるものでございます。

第8款、繰越金、第1項、繰越金、第1目、繰越金は、1,000円の計上で、前年度繰越金でございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

第9款、県財政安定化基金借入金、第1項、県財政安定化基金借入金、第1目、県財政安定化基金借入金は、1,000円の計上で、県財政安定化基金からの借入金でございます。

第10款、諸収入、第1項、延滞金、加算金及び過料、第1目、延滞金、第2目、過料、第3目、加算金は、それぞれ1,000円の計上でございます。

第2項、預金利子、第1目、預金利子は、1,000円の計上で、歳計現金の預金利息でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

第3項、雑入、第1目、違約金及び延納利息は、1,000円の計上でございます。

第2目、第三者納付金は、3億円の計上で、第三者行為の損害賠償金でございます。

第3目、返納金は、1,000万円の計上で自己負担割合変更に伴う差額分等の返還金でございます。

第4目、雑入は、1,000円の計上でございます。

19ページ、20ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

第1款、総務費、第1項、総務管理費、第1目、一般管理費は、6億6,166万8,000円の計上で、主なものといたしましては、通信運搬費などの役務費、広域連合電算処理システム事業委託料などの委託料、事務処理機器借上料に係る使用料及び賃借料、国保連合会への事務費負担金などの負担金、補助及び交付金などでございます。

第2款、医療給付費、第1項、療養諸費、第1目、療養給付費等は、2,197億5,079万7,000円の計上で、診療報酬、調剤報酬、高額療養費などに係る保険者負担金でございます。

第2目、療養費は、15億2,335万6,000円の計上で、鍼灸、あんま、マッサージ、補装具、柔道整復師の施術などの保険者負担金でございます。

21ページ、22ページをお願いいたします。

第3目、移送費は、10万円の計上で、被保険者の移送に係る費用でございます。

第4目、審査支払手数料は、4億6,783万9,000円の計上で、診療報酬の審査及び支払いの手数料でございます。

第2項、高額療養諸費、第1目、高額療養諸費は、19億5,142万5,000円の計上で、1カ月の医療費の自己負担額が高額になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第2目、高額介護合算療養費は、2億1,533万2,000円の計上で、後期高齢者医療及び介護保険の両方から給付を受け、年間の自己負担額の合算が一定金額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

第3目、高額療養費外来年間合算は、7,272万円の計上で、外来療養に係る年間の自己負担額の合算が一定金額以上になった場合に、自己負担限度額を超えた分を被保険者に支給するものでございます。

23ページ、24ページをお願いいたします。

第3項、その他医療給付費、第1目、葬祭諸費は、8億4,335万円の計上で、被保険者が死亡した場合に、葬祭執行者に支給されるものでございます。

第3款、県財政安定化基金拠出金、第1項 県財政安定化基金拠出金、第1目 県財政安定化基金拠出金は、8,633万6,000円の計上で、後期高齢者医療の財政の安定化に資するために県に設置されている基金への拠出金でございます。

25ページ、26ページをお願いいたします。

第4款、特別高額医療費共同事業拠出金、第1項 特別高額医療費共同事業拠出金、第1目、特別高額医療費共同事業拠出金は、4,637万5,000円の計上で、レセプト1件あたり400万円を超える医療費のうち、200万円を超える部分の財政調整に係る拠出金でございます。

第2目、特別高額医療費共同事業事務費拠出金は、15万円の計上で、特別高額医療費共同事業の事務費拠出金でございます。

第5款、保健事業費、第1項、健康保持増進事業費、第1目、健康診査費は、12億4,460万8,000円の計上で、医科及び歯科の健康診査に係る委託料でございます。

第2目、その他健康保持増進費は、8,853万3,000円の計上で、主

なものといたしましては、令和2年度から始まります高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業に伴う委託料、市町が行う在宅者への訪問歯科健診等の推進事業や人間ドック、脳ドック事業などに対する補助金でございます。

27ページ、28ページをお願いいたします。

第6款、公債費、第1項、公債費、第1目、一時借入金利子は、291万7,000円の計上で、一時借入金の借り入れを行った場合の利子でございます。

第7款、諸支出金、第1項、償還金及び還付加算金、第1目、還付加算金は、42万円、第2目、保険料還付金は、2,500万円の計上でございます。

29ページ、30ページをお願いいたします。

第3目、償還金は、1,000円の計上で、国庫支出金等精算返還金でございます。

第8款、予備費、第1項、予備費、第1目、予備費は、2億円の計上でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（世古明君）

説明が終わりました。

本案について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第8号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（世古明君）

日程第12、議案第9号、三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第3期）の一部の変更についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第9号について御説明申し上げます。

三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第3期）の一部の変更については、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）の成立により、令和2年4月から高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施が行われることとなり、後期高齢者医療広域連合が定める広域計画において市町との連携に関する事項を定めることとされたことから、三重県後期高齢者医療広域連合広域計画（第3期）の一部を変更しようとするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（世古明君）

説明が終わりました。

本案について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

質疑なしと認めます。

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

討論なしと認めます。

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。
議案第9号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（世古明君）

日程第13、議案第10号、監査委員の選任同意についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、議席番号21番、中谷一彦議員の一身上に関する事件のため、中谷議員は本件の審議終了まで退場されますようお願いいたします。

〔中谷一彦議員・退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（前葉泰幸君）

議案第10号について御説明申し上げます。

「監査委員の選任同意について」は、議会議員のうちから選任する監査委員について、議員任期の関係上、現在空席となっております。

つきましては、議会議員のうちから選任する監査委員に中谷一彦議員を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものであります。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（世古明君）

説明が終わりました。

本案について、質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

質疑なしと認めます

これをもちまして質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

これをもちまして、討論を終わります。

これより採決を行います。

議案第10号について同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、同意することに決定いたしました。

退席中の中谷議員の入場を許可いたします。

○議長（世古明君）

ここで、議事整理のため、暫時休憩いたします。

自席で、しばらくお待ちください。

午後2時27分 休憩

午後2時31分 再開

○議長（世古明君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に小林保男議員から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることに、御異議
ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題といたします。

副議長の辞職願を議会書記に朗読させます。

○書記(中谷裕子君)

副議長辞職願。

このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。令和2年2月14日。三重県後期高齢者医療広域連合議会議長、世古明様。三重県後期高齢者医療広域連合議会副議長、小林保男。

○議長(世古明君)

なお、地方自治法第117条の規定による除斥のため、小林副議長は退席されておりますので、御報告申し上げます。

お諮りいたします。

小林保男議員の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(世古明君)

御異議なしと認めます。

よって、小林保男議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

退席中の小林議員の入場を許可いたします。

前副議長、小林議員から御挨拶がございます。

○議員(小林保男君)

退任にあたりまして一言挨拶を申し上げます。先ほどは、議事進行に御協力をいただきましてありがとうございました。おかげをもちまして無事に努めさせていただきましたことにお礼を申し上げます。この度、後期高齢者医療広域連合の副議長職の辞任を申し出ましたところ、快く受理していただきまことにありがとうございました。

昨今、ますます少子高齢化が進む中、この制度は今まで以上に重要になってくると思われまふ。この制度が高齢者にとってよりよい医療制度になることを祈念いたしまして辞任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

○議長(世古明君)

ただいま、副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(世古明君)

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行います。
お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

本広域連合議会の副議長に、議席番号22番、伊藤律雄議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、伊藤律雄議員を副議長の当選人として定めることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（世古明君）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました伊藤律雄議員が、副議長に当選されました。

ただいま、副議長に当選されました伊藤議員が議場におられますので、会議規則第31条第2項の規定により告知いたします。

伊藤議員、副議長就任について、御挨拶をお願いします。

○副議長（伊藤律雄君）

ただ今、議長により指名されました副議長の伊藤でございます。何分にも不慣れなものでございますが、皆様方の御支援、御指導を賜りながら議長を補佐し当組織運営に取り組んでまいりたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

（拍手）

○議長（世古明君）

ありがとうございました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て終了いたしました。

令和2年第1回三重県後期高齢者医療 広域連合議会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後2時41分閉会